

監理団体の業務運営に関する規程

事業所名 はさき漁業協同組合

第1 目的

この規定は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律及びその関係法令（以下、「技能実習関係法令」という。）に基づき、はさき漁業協同組合（以下、「組合」という。）が監理事業を行うにあたって必要な事項を規程として定めたものである。

第2 求人、求職、技能実習に関する職業紹介

船員職業安定法第6条第2項および第3項の規定に基づき、求人者と求職者の間における船員雇用関係の斡旋については、別に定める『無料船員職業紹介の取扱規程』による。

第3 団体監理型技能実習の実施に関する監理

- 1 団体監理型実習実施者が認定計画に従って技能実習を行わせているか等、監理責任者の指揮の下、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成28年法務省・厚生労働省令第3号。以下、「主務省令」という。）第52条第1号ロからホまでに定める方法（団体監理型技能実習生が従事する業務の性質上当該方法によることが著しく困難な場合にあっては、次に掲げる他の適切な方法）及び漁船漁業職種及び養殖業職種に属する作業について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等（平成29年農林水産省告示第937号。以下、「告示」という。）第5条に定める方法によって3か月に1回以上の頻度で監査を行うほか、実習認定の取消し事由に該当する疑いがあると認められたときは、直ちに監査を行う。

(1) 主務省令第52条第1号ロによる監査

- ① 技能実習責任者が乗船中の場合は、無線その他の通信手段による報告を受けること。技能実習責任者が乗船中でない場合は、面談等による報告を受け

ること。

- ② 技能実習指導員が乗船中の場合は、無線その他の通信手段による報告を受けること。技能実習指導者が乗船中でない場合は、面談等により報告を受けること。

(2) 主務省令第 52 条第 1 号ハによる監査

- ① 技能実習生が乗船中の場合は、告示第 5 条第 2 号に定める方法に準じた報告又は無線その他の通信手段により技能実習生に対する聞き取りを行い、下船後次の出航までの間に対面による聞き取りを行うこと。監査を実施すべき時期に技能実習生が乗船中でない場合は、対面による聞き取りを行うこと。

(3) 主務省令第 52 条第 1 号ニ及びホによる監査

- ① 漁船が出航中の場合は、陸上の設備及び宿泊施設その他の生活環境の確認、陸上の事務所等の帳簿種類その他の物件の閲覧を行うこと。漁船が近傍に寄港中の場合は、漁船内の設備及び宿泊施設その他の生活環境の確認、漁船に保管されている帳簿書類その他の物件の閲覧を行うこと。

- 2 第 1 号団体監理型技能実習に係る実習監理にあつては、監理責任者の指揮の下、1 か月に 1 回以上の頻度で、団体監理型実習実施者が認定計画に従って団体監理型技能実習を行わせているかについて実地による確認（団体監理型技能実習生が従事する業務の性質上当該方法によることが著しく困難な場合にあっては、告示第 5 条に定める方法に準じた適正な方法による確認）を行うとともに、団体監理型実習実施者に対し必要な指導を行う。
- 3 技能実習を労働力の需給の調整の手段と誤認させるような方法で、団体監理型実習実施者等の勧誘又は監理事業の紹介を行わない。
- 4 第一号団体監理型技能実習にあつては、認定計画に従って入国後講習を実施し、かつ、入国後講習の期間中は、団体監理型技能実習生を業務に従事させない。
- 5 技能実習計画作成の指導に当たって、団体監理型技能実習を行わせる事業所及び団体監理型技能実習生の宿泊施設を実地に確認するほか、主務省令第 52 条第 8 号イからハに規定する観点から指導を行う。
- 6 技能実習生の帰国旅費（第 3 号技能実習の開始前の一時帰国を含む。）を負担するとともに技能実習生が円滑に帰国できるよう必要な措置を講じる。
- 7 団体監理型技能実習生との間で認定計画と反する内容の取決めを行わない。

- 8 実習監理を行っている団体監理型技能実習生からの相談に適切に応じるとともに、団体監理型実習実施者及び団体監理型技能実習生への助言、指導その他の必要な措置を講じる。
- 9 組合内に監理団体の許可証を備え付けるとともに、組合内の、一般の閲覧に便利な場所に、本規程を掲示する。
- 10 技能実習の実施が困難となった場合、技能実習生が引き続き技能実習を行うことを希望するものが技能実習を行うことができるよう、他の監理団体等との連絡調整等を行う。
- 11 上記のほか、技能実習関係法令に従って業務を実施する。

第4 監理責任者

- 1 組合の監理責任者は、松本 幸代とする。
- 2 監理責任者は、以下に関する事項を統括管理します。
 - (1) 団体監理型技能実習生の受入れの準備
 - (2) 団体監理型技能実習生の技能等の修得等に関する団体監理型実習実施者への指導及び助言並びに団体監理型実習実施者との連絡調整
 - (3) 団体監理型技能実習生の保護
 - (4) 団体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生等の個人情報の管理
 - (5) 団体監理型技能実習生の労働条件、産業安全及び労働衛生に関し、技能実習責任者との連絡調整に関する事
 - (6) 国及び地方公共団体の機関、機構その他関係機関との連絡調整

第5 監理費の徴収

- 1 監理費は、団体監理型実習実施者等へあらかじめ用途及び金額を明示した上で徴収します。
- 2 監理費（講習費）は、入国前および入国後講習に要する費用は、団体監理型実習実施者から申し受けます。その額は、監理団体が実施する入国前および入国後講習に要する費用（監理団体が支出する施設使用料、講師及び通訳人への謝金、教材費、第一号団体監理型技能実習生に支給する手当、その他実費に限る。）の額を超えない額とします。

第6 その他

- 1 組合は、国及び地方公共団体の機関であって技能実習に関する事務を所掌するもの、外国人技能実習機構その他関係機関と連携を図りつつ、当該事業に係る団体監理型実習実施者等又は団体監理型技能実習生等からの苦情があった場合には、迅速に、適切に対応する。
- 2 組合の業務運営に関する規定は以上のとおりであり、組合の外国人技能実習生受入れに関する業務は、技能実習関係法令に基づいて運営される。